

# e-Tax を使った キャッシュレス納付 はじめの一歩を 体験しよう！



令和7年3月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。

実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。

※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはできません。

## 体験できること

## 簡単を体験！！

- 徴収高計算書の作成
- ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- インターネットバンキングによる納付

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索



スマホでもできるよ！

パソコン操作や e-Tax に不安のある方に  
特におすすめです!!

## ▼▼▼▼▼▼▼▼ 「自動ダイレクト」とは？ ▼▼▼▼▼▼▼▼

申告書等データの送信とあわせて納付データを送信することができる機能。

手続はチェックボックスに  を入れるだけですのでとても簡単。

### 実際の申告書等データの画面

#### 自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。[自動ダイレクトとは？](#)

災害等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてこちらをご確認ください。

ここにチェックを入れるだけ



私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、  
下記の口座からの引落しにより納付します

1	利用者識別番号	123412341234
	引落日	〇年〇月〇日
	納付金額	1,000円
	引落口座	〇〇銀行△△支店 普通預金 1234567

# 西部県税事務所からのお知らせ

## 令和8年4月から「宿泊税」制度が開始されます！

広島県では、観光振興施策の推進のため、令和8年4月1日から宿泊税の課税を開始します。

(税率：素泊まり料金で1人1泊6千円以上の宿泊について一律200円。)

宿泊施設の経営者の方は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録及び申告納入が必要となります。  
皆様の御理解と御協力をお願いします。

○宿泊税問い合わせ先 ⇒ 広島県総務局税務課指導第二グループ Tel : 082-513-2331



広島県ホームページ(宿泊税)

## 地方税も電子申告・納付！

eLTAX(エルタックス)では、**インターネットを利用して地方税の申告、納付手続きが行えます。**(eLTAXは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。)

オフィスや自宅から申告、  
納付が簡単に



eLTAX用ソフト「PCdesk」  
で申告書を簡易作成

複数の地方公共団体の申告、  
納付がまとめて一度に (注1)

市販の税務・会計ソフトの  
データも利用可能 (注2)

(注1) eLTAXに参加している団体に限ります。

(注2) eLTAX対応のソフトに限ります。

### eLTAXで利用可能な手続き

税目	手続き	
・法人県民税・法人事業税 ・特別法人事業税(地方法人特別税)	・中間申告 ・確定申告 ・修正申告	・法人設立・設置届又は異動届 ・申告書の提出期限の延長に係る届出書 及び申請書・更正請求書
・県たばこ税		・申告　・修正申告
・利子割・配当割・株式等譲渡所得割 ・ゴルフ場利用税・軽油引取税		・納入申告

※令和6年10月28日から軽油引取税の電子申告も可能です。

### eLTAXで電子納付(共通納税)が可能です。

- 自宅やオフィスから、全ての地方公共団体へ一括して電子的に納付できます。
- 電子申告を行った申告情報を共通納税システムに引き継いで納付できます。
- ダイレクト納付やインターネットバンキングを利用した納付ができます。

★詳しくは、eLTAXホームページをご覧いただきか、ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク ⇒ TEL:0570-081459 (つながらない場合は 03-5521-0019)

広島県西部県税事務所法人課税課(TEL:082-207-3145(ダイヤルイン))

広島県ホームページ(県税のページ)(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei>)

# 広島市役所からのお知らせ

## 【給与支払報告書の提出等について】

令和7年中に給与の支払をされた法人・事業主の方は、令和8年2月2日(月)までに、給与支払報告書（個人別明細書と総括表）及び普通徴収切替理由書を提出してください。

### ● 個人別明細書

令和8年1月1日に広島市に住所がある人で、令和8年1月1日現在において給与の支払を受けている人又は令和7年中に退職された人で給与支払金額の総額が30万円を超える人（アルバイトなどの短期就労者も含む。）について**1名につき1枚**作成してください。

### ● 総括表

広島市に提出される個人別明細書の人数等を記入したものを1法人又は1事業主につき1枚作成してください。

### ● 普通徴収切替理由書

広島市に個人別明細書を提出される人のうち、市民税・県民税・森林環境税を特別徴収（給与から差し引き）できない人がいる場合は、その理由と人数を記入したものを、1法人又は1事業主につき1枚作成してください。

### ● 給与支払報告書の電子データによる提出義務の要件変更（令和9年1月提出分から）

源泉徴収票をe-Tax（国税電子申告・納税システム）等により税務署に提出することが義務付けられている給与支払者は、広島市に提出する給与支払報告書についても、「eLTAX（エルタックス）」（地方税ポータルシステム）等による提出が義務付けられています。現在、基準年（前々年）に税務署に提出する「源泉徴収票」が100枚以上である給与支払者は、e-Tax等により提出することが義務付けられていますが、令和9年1月1日以後は30枚以上に変更されます。例えば、令和7年に税務署に提出する「源泉徴収票」の枚数が30枚であった場合は、令和9年1月に広島市に提出する「給与支払報告書」は、eLTAX等により提出してください。

※ 各帳票の様式及び記入要領は、広島市のホームページをご覧ください。

**市HP** ページ番号 **1019115** → 令和8年度給与支払報告書の提出について

● 提出先・問合せ先 広島市役所財政局税務部市民税課特別徴収係（TEL 082-504-2089）



## 【償却資産の申告について】

事業を営んでいる人が、令和8年1月1日現在、広島市内に固定資産税の対象となる償却資産（事業用資産）を所有している場合には、資産の種類・取得価額・数量等を記載した償却資産申告書を作成し、令和8年2月2日(月)までに提出してください。

なお、複数の区に償却資産を所有している場合には、資産が所在する区ごとに申告書を作成し、提出してください。

### ● 傷却資産とは

会社や個人で事業を営んでいる人が、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品等で、土地及び屋以外の減価償却できる資産（自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象である自動車等を除きます。）をいいます。

### ● 提出先・問合せ先 広島市役所財政局税務部固定資産税課償却資産係（TEL 082-504-2127）

※ 申告書は、最寄りの市税事務所家屋係・税務室に提出していただくこともできます。

※ 申告書、申告の手引等が必要な方は償却資産係にご連絡ください。

※ 申告書等の様式は、広島市のホームページからもダウンロードできます。

**市HP** ページ番号 **1019210** → 令和8年度償却資産申告について



## ☆電子申告・電子納付(eLTAX)をご利用ください☆

広島市では、eLTAXを利用して、インターネットによる申告等を行うことができます。また、eLTAXからは電子納付により納税することもできます。

利用できる税目と手続は、次のとおりです。

- 個人市民税・県民税・森林環境税（給与支払報告、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出、納入など）
- 法人市民税（確定申告・予定申告・仮決算の中間申告・修正申告・均等割申告、法人設立・設置届、納付など）
- 固定資産税（固定資産税（償却資産）の申告、申告書の提出期限の延長の承認申請など）
- 軽自動車税（種別割）（申告書の提出期限の延長の承認申請）
- 市たばこ税（市たばこ税の納付申告、納付など）
- 入湯税（入湯税の納入申告、特別徴収義務者経営申告、納入など）
- 事業所税（資産割・従業者割の納付申告、免税点以下の申告、事業所用家屋貸付等申告、納付など）

詳しい内容や手續等は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



### ご利用時間について

eLTAXのご利用時間は、次のとおりです。

### 8時30分から24時まで

（土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）は除きます。）

# 新入会員紹介

## 【法人会員】

公益社団法人  
広島北法人会によるこそ

令和7年8月～令和7年12月

支部名	法人名	所在地	業種
可部支部	(株)技研サービス	安佐北区亀山3-20-65	ボイラーメンテナンス
	(株)n i n e t y o n e	安佐北区白木町志路5934-4	塗装
	アラタプラス(株)	安佐北区安佐町飯室森城6887-5	屋根工事業
	はなまる運輸(株)	安佐北区亀山2-7-36-2F	運送業
	(有)大塚工業	安佐北区可部町桐原867-5	製造業
祇園支部	セーフ工業(株)	中区吉島新町1-25-9-3	建設業
	(株)リアル	安佐南区山本2-12-30	防水業
	(株)V I C T O R E M	安佐南区古市3-19-4	軽貨物運送業
	(有)ヤマナカ	東区矢賀6-2-22	板金工
北広島町支部	(株)出上造園	山県郡北広島町石井谷913-3	造園業
高陽支部	(株)共生	安佐北区口田南8-17-18	福祉サービス 飲食業等
	(株)メイワサービス	安佐北区白木町小越374	建設業
	(株)L i b e r t e	安佐北区落合南5-1314-7	自動車販売
沼田支部	(株)ハマト	安佐南区伴東4-21-16-2F	建設業
	(株)アキレア	安佐南区相田1-8-21	自動車販売 整備
	(株)グリーンライト	安佐南区伴中央4-21-29	自動車販売 整備
	(株)ラパンズライフ	安佐南区伴東1-41-2	建設業
安古市支部	(合)R I K U T O	安佐南区長楽寺2-26-8	介護
	(株)種清建工	安佐南区伴東8-5-19	建設業
	(有)総合美装	安佐南区川内3-18-35	建設業
	(株)ここにこ	安佐南区安東1-1-32-104	障害福祉サービス業

## 【個人会員】

支部名	会員名	所在地	業種
可部支部	K O S M O 住設	安佐北区亀山南5-38-35	建設業
	崎間功久税理士事務所	南区出汐2-1-17-603	税理士
祇園支部	t - u s 代表 藤原美穂子	安佐南区祇園5-3-26-201	美容サービス
沼田支部	古野恵二税理士事務所	安佐南区大塚5-3-30-1204	税理士

## 今後の活動予定

令和8年1～3月

### 広島北法人会

日付	内 容
1/24(土)	高陽支部 会員親睦旅行【山口方面】
1/31(土)	沼田支部 新春文化講演会【沼田町公民館】(沼町町商工会と共に) 講師：森本ケンタ氏 演題：「転んだらかっこよく立ちあがる」
2/23(月)2/24(火)	安佐支部 視察研修旅行【鳥取方面】
3/14(土)	可部支部 美化運動
3/24(火)	理事会【安佐北区民文化センター】

●会 報／ひろしま北 第110号

●発 行／令和8年1月

●発行所／公益社団法人 広島北法人会

●事務局／広島市安佐北区可部四丁目6番3号 マニクールヌマタ202号

●電 話／082-815-4319

●F A X／082-815-2937

公益社団法人広島北法人会

●http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/hiroshimakita/

●E-mail:h-kitaho@giga.ocn.ne.jp

# 謹賀新年

今年も法人会の  
福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業の役員・従業員と  
そのご家族の皆様に  
安心をお届けしてまいります  
本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます  
令和八年



〈引受保険会社〉

**Aflac アフラック**

広島総合支社

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル5F

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)

死亡保障

高度障がい保障

傷害後遺障がい保障

傷害医療費用保障

傷害休業保障

入院保障

傷害通院保障

疾病入院医療費用保障

疾病入院療養一時金保障

事業継続・事業承継相談費用保障

会社役員賠償責任保障

# 色々あるから総合保障

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※  
幅広い保障を

ぜひお役立てください。



※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン + 一時金型  
総合型V + Mタイプ

Premium

(大同生命の無配当入院一時金保険)

(大同生命の定期保険+  
AIG損保のベーシック傷害保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V :**

大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型) または  
大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

**Mタイプ :**

大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

 大同生命保険株式会社

広島支社/

広島県広島市中区紙屋町1-2-27(大同生命広島ビル)

TEL 082-241-8191

 AIG損害保険株式会社

広島支店/

広島県広島市中区基町12-6(富士火災広島ビル7F)

TEL 082-535-6010

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。